

まちづくりにおける個人と社会（序論）

小 松 秀 雄

## Summary

**Individual and Society in Making of Community (machizukuri) 《Introduction》**

Hideo Komatsu

The keyword what is called machizukuri (community revitalization) has been used since the 52th Year of Showa when the Japanese Government published the 3th National Comprehensive Development in Japan (sanzensou). Not only government and municipality but also inhabitants and private sector have joined in this movement of community revitalization or making of community. Afterward the new movements what we called "volunteer", voluntary association and NPO have emerged when the Great Hanshin Earthquake occurred in the 7th of Heisei.

The students in various areas of sciences have investigated on making of community and town planning (machizukuri). And Public Economics, theory of Public Choice and "Law and Economics" have shared the fundamental hypotheses and concepts on the problems of conflicts, arrangements and resolutions in machizukuri. In this paper, according to the frame of reference of sociological theories I attempt to study the relation between individual and society in making community and town planning. Then I also intend to reexamine this subject from the point of view of the Public Economics, theory of Public Choice and "Law and Economics".

## はじめに

21世紀の日本の地域社会を考える上で重要な第五次全国総合開発計画（いわゆる五全総）が、早ければ平成10年度（1998年度）には策定され正式に発表されるようである。昭和52年度（1977年度）に策定・発表された三全総の頃から地域の活性化やまちづくりがキーワードのようになり、国と地方自治体よりも住民と民間の組織が主体となって地域社会を造っていくという動きが顕在化し始めた。四全総を経て五全総の時代に入るが、3年ほど前の阪神大震災をきっかけにまちづくりの動きはさらに加速されている。その間にまちづくりに関する多種多様な言説が生まれ、各地で独自のまちづくりが実践されている。理論的な言説に関する限りまちづくりは学際的な研究領域であり、都市計画論、法律学、経済学、地理学、政治学、社会学などの諸学問がそれぞれ固有の問題関心と枠組みに基づいて研究を進めている。特に最近は公共経済学 Public Economics、公共選択論 theory of Public Choice（政治学）、「法と経済学 Law and Economics」（法哲学）が厳密な言説を構成しており、重要な基本的概念と仮説を相互に共有しつつある。

本稿は社会学の問題関心と枠組みを基礎としてまちづくりの問題を再検討するが、社会諸科学の間で共有されつつある比較的新しい概念と仮説を援用してみたい。まちづくりの分野は社会学にとって「個人と社会の関係」という永遠のテーマを根本的課題として抱えているから、社会学の理論的伝統と社会諸科学の新しい発想とを試すのにふさわしい分野と思われる<sup>1)</sup>。

### 1. 個人の合理的行動—立地と空間の視点から—

近代社会においては制度上個人の所有権や様々な自由権が認められており、個人が自己の利害や目標を実現するために合理的に行動することが当然のことと考えられている。近代合理主義の問題に取り組んだマックス・ウェーバーは行為の四つの理念型を構成し、目的合理的行為に研究の最も重要な戦略的位置づけを与えている。人間は状況に応じて感情的に、伝統的に、価値合理的に、そして目的合理的に行為するかもしれないが、近代社会の仕事の場面においては目的合理的行為が要請されるし支配的になりつつある。かつては家族生活やコミュニティ生活の場面において支配的とされた感情的行為、伝統的行為、価値合理的行為も目的合理的行為の影響を受け、目的合理的な色彩を帯びてきている。ここでは、まちづくりの問題を考えるために、立地と空間という視点から目的合理的行為を再検討してみよう。なお、価値合理的行為は通常考えられている合理的行為ではなく、結果を考慮しない非合理的行為であり、ここで合理的行為（行動）という場合にはウェーバーのいわゆる目的合理的行為を想定している。

まず会社などの法人を含む個々の経済主体の側からすれば、より多くの利潤を求めて有利な立地条件の場所を仕事の場としようとするだろう。生産者の立場から見れば、生産に必要な原材料と質の良い労働力が安価に得られること、さらに生産物を購入してくれる業者または消費者が多数存在することなどを考慮し、適当な地域と地点を選定して工場などを建設する。アル

フレッド・ウェーバーの工業立地論では、原材料と生産物の輸送費用、労働力に支払う費用などの諸費用の総計に対して、売り上げによる収入が相対的に多くなる地域と地点が工場の立地点として選ばれる<sup>2)</sup>。もちろん、立地の選択行動において考慮される要因に関しては輸送費と労働費にとどまらず、出身地や好み等の経営者の個人的要因、地元の協力と規制などの政治的文化的要因を挙げることもできる。それらの複数の要因の中でどれが重要視されるかに関しては多様なケースが想定され、輸送費と労働費よりも経営者個人の出身地であること、あるいは特定の自治体からの強い要請があることを優先することもあり得る。アルフレッド・ウェーバーは数量化しやすい要因を中心にして輸送費指向型、労働費指向型という産業立地の類型を構成している。数量化できる「費用一収入」の合理的なコスト計算に基づく利益最大化指向は、すべての要因を考量することはないとせよ、少なくとも生産者の合理的立地行動のモデルにはなるだろう。小売業者の場合には、質の良い商品が安価に手に入ると同時に、商品を購入する消費者が多数存在する地域を選んで店舗を構える。工業立地論と同じ論理で小売業者（より一般化すれば商業者とサービス業者）の合理的立地行動のモデルを構成することができる。

工業・商業・サービス業の現場の機能とは区別される経営管理機能の場となるオフィスに関しても、立地に際して考慮されるべき要因に基づいて利益最大化の合理的立地行動のモデルを構成することができるだろう。いわゆるオフィス立地論になるが、現在では経済の国際化に対応して本社の立地は国際都市の都心に求められるようになりつつある。工場は一般に広い敷地を必要とするために、大都市の市街地に立地することは事実上不可能になってきているのに対し、ビルの建築技術が進歩し都心の狭い空間に超高層ビルが林立するようになるに伴い本社のオフィスは大都市の都心に集中するようになる。オフィス立地にとって最も重要視される要因としては、国際経済と政治との情報ネットワーク化や人的コミュニケーションが容易であることが挙げられるかもしれない。経済と政治の中核が集積する首都や大都市の都心が本社にとって相応しい場所になる。

工場や商店やオフィスで働く人々は住居の選択に関しどのような立地行動を選択するだろうか。仕事の場ではなく生活の場であるから工業立地、商業立地、オフィス立地とは異なる要因が重要視される。一般に住宅立地の場合には、通勤に便利であること、住宅代が適当な価格であること、家族の生活に好都合な環境と子供の教育環境が整っていることなどを考えて住む場所を選ぶだろう。それらの要因のいずれが重要視されるかは、個人個人により違いが生まれ、恐らく経済的な計算に收まりきれない個人的な要因（好みや生活の価値観等）がかなり重要な位置を占めるだろう。産業立地論のように、数量化できる要因を中心とする「費用一収入」のコスト計算に基づいて合理的な立地行動のモデルを構成しても、余り応用範囲は広くないかもしれない。そのためか住宅立地論という理論的言説は今のところ経済地理学においても市民権を得ていないようと思われる。

ところで工業、商業、サービス業、生活者のそれぞれの合理的立地行動を通じて、工場、店舗、オフィス、住宅は相応しい地点と地域に建設される。その結果、集積地域と集積の地域的階層システムが現れるだろう。

ある産業にとって原材料と労働力の面で有利な地域には、自由競争の原則が損なわれない限り複数の工場が立地するかもしれない。工場が集積すれば当然多数の労働力の担い手が周囲に住宅を構えるようになり、大きな消費市場が生まれるから、そこに商店が集積するようになるだろう。地域には固有の歴史的条件が蓄積されているから、近代社会において現実に工業の集積が先になるのか、それとも商業の集積が先になるのか、一概にはどちらが優先するかはにわかには断定できないが、理論上は工業が集積すれば労働力は集積するから、商業は人口の集積地を目指して集積する。集積は集積を呼び、いわゆる集積の利益を目指す合理的立地行動が広がり、ある地域は大都市に発展していく。

そのような集積の利益の大きさにより集積の規模が規定されると同時に、規模が利益の大きさを規定するかもしれない。ただ、空間は一定の広がりしか持たないために、地域への集中や集積にも限度がある。そこから集中と集積の程度による地域的な階層システムが形成されるようになる。ヴァルター・クリスターの中心地システム理論によれば、いろいろな原理により地域的階層システムが形成されるが、高次中心地を取り巻くシステムがいったんできあがるとなかなか崩れない<sup>3)</sup>。低次の中心地（小さな都市）は浮き沈みが激しいけれども、高次の中心地（大きな都市）は多くの階層の多数の中心地に支えられているために、そう簡単には崩壊しない。現代は経済のグローバル化が進行しているために、ローカルな低次の中心地であっても海外の景気の変動から重大な影響を受けるケースがある。どんな田舎にいても地域社会の構成員（メンバー）は、身近な要因だけでなくグローバルな要因を考量しながら合理的な立地行動を選択しなければならない時代になっている。国際的広がりを持つ歴史的状況において個人と多様な主体が実践する個別の立地行動の集積の結果が「まち」であるとすれば、現代のまちづくりについて考えていく際には、グローバルな政治経済の動きと個々の地域社会のメンバーの立地行動を視野に入れなければならない。これまででは個体の立地行動の合理性を再検討してきたが、次に相互行為とシステムの集合的レベルにおける合理性の問題を取り上げてみよう。

## 2. 利害の対立と調整—市場と公共選択—

### (1) 対立の諸相といくつかの調整の方式

生産者、商業者（サービス業者を含む）、生活者は都市を構成する重要なメンバーであるとはいえる、それぞれ利害や目標が異なる。自由主義の原則からすれば個々の経済主体と生活者の合理的な立地行動と利益最大化行動は当然のものである。少なくとも原理あるいは理念の上で認められている合理的行動を社会のすべての構成員が実行した場合に、果たして社会全体としてはうまくいくのだろうか、あるいはすべての構成員の思惑通りの善い結果が得られるのだろうか。

まず工業の場合には合理的な立地行動に基づき工場が建設され、利益最大化の視点から生産が行われた時に、いろいろな影響が環境面に現れるかもしれない。一例を挙げると既に歴史が証明する通り、工場の生産活動により騒音が発生しあるいは大気と河川が汚染され、住民の生活と健康に深刻な害が現れた。生活者も生産者と同様に合理的な立地行動と利益最大化行動を

選択すれば、悪化した生活環境から離れてより良い場所に移動するか、あるいは移動するよりも環境の悪化をなくすように行動する。問題となるのは、生産者の合理的立地と利益最大化の視点から生産が継続されるのに対し、生活者の合理的立地と利益最大化の視点からは生産の中止か環境汚染の防止を求めるケースである。都市を構成するメンバーがそれぞれの利害と目標から合理的な行動（権利の行使）を選択した時に、対立し合うことになる。法哲学あるいは「法と経済学」の視点からは、権利の対立が発生した場合には何らかの形で権利を交換して調整と解決が図られることがある。権利または利害の対立から調整と解決までの過程に関する「法と経済学」のゲーム論的モデルは有効な枠組みを提供するが、余りにも専門的で膨大な内容を含んでいるので、ここではヒントを得るための知見として取り上げていくつもりである<sup>4)</sup>。

例えば生活者が要求する汚染防止を生産者がどこまで認めるかは、最初は生産者側での「費用と収入」（その中でも殊に「限界費用と限界利潤」）の計算に基づいて具体案が提示されるだろう。それに対する生活者側の応答とさらなる生産者側の修正案のやり取りを通して調整が図られていく。生活者にとって最善の汚染防止案のために負担する費用が企業の収入を大幅に上回る場合には、その案を生産者は受け入れることはできないだろう。反対に、生産者が提示する安価な汚染防止案では環境の改善が不十分であると生活者が判断すれば、別の案を求める行動が起こるかもしれない。交渉（バーゲン bargaining）が進む過程で汚染防止よりも生産中止の方がコスト計算の面で合理的な選択であると生産者が判断すれば、生産は中止されるかもしれない。「法と経済学」のゲーム論的な交渉（バーゲン）の通りに事が運ぶかどうかは断言できないにせよ、現実を分析するための合理的なモデルケースにはなるだろう。

私的所有権を持つ個人と法人が目的合理的行為を遂行する過程で遭遇する相互の利害や権利の対立を調整する有効なメカニズムとして、歴史や経済学などの理論的言説が証明したような市場が存在する。上述の「法と経済学」のゲーム論的モデルには基本的枠組みとして市場の経済的言説が含まれている。数量化された要因の合成結果である価格をパラメーターとする市場が有効に機能しない場合には、経済主体の間の対立、生活者と経済主体の間の対立を調整するために公的な主体（行政）が登場するケースが多い。元々近代以前の社会においては、市場による利害対立の調整と解決の方式は社会的広がりを持たなかったのに比し、権力者の支配機構が社会の構成員の利害対立を多くの場合は強制によって調整し解決していた。近代社会になると少なくとも建前上は市場による調整・解決方式が全般化するのに対し、権力的強制や公的規制による調整・解決の方式はかなり限定されたものになってきた。立地と空間の視点から利害対立の調整・解決の問題を見れば、立地を規制する政治的法的要因が縮小または排除されるのに比べ、「費用一収入」に関連する経済的要因が重要視されるようになる。合理的立地行動を自由に選択できる社会に変わり、利益最大化をめざして多数の経済主体と生活者が空間上で競争し合う。その結果、空間的無秩序と対立が目立つようになり、経済恐慌の度に社会秩序はしばしば危機に陥った。そのような趨勢の中で近代以前とは異なる意義と形態を有する都市計画の名の下で、再び空間に対する公的な規制は広がりを持つようになってきた。近代の都市計画においては、市場における私的所有者間の利害（権利）の対立と同じ様な、行政と生活者（住

民)の利害対立がしばしば顕在化する。

都市の再開発の名の下に土地区画整理事業が実施される時には、減歩により生活者の私有地の提供を要求されたり、立ち退きを命じられることもある。行政の合理的な再開発行動が個々の生活者の権利の制限を要求する形になるけれども、生活者の側からすれば行政の合理的な行動を容認することが目的合理的行動(合理的選択 rational choice)になるとは限らない。「自分が生まれ育った街で今まで住み続けたい」という目的(選好)からすれば、行政の再開発によって街が大幅に改造されることに対してはいろいろな形で抵抗する方が合理的行動になる。言い換えれば、選好の充足をめざして、できる限り少ないコストで再開発を阻止することが合理的な選択になるだろう。このようなケースでは行政と生活者とのバーゲンが長期間忍耐強く続けられるならば、お金による権利の交換などの方式で調整が進むかもしれない。しかしながら、行政の選好(再開発と土地区画整理)と生活者の選好(このままで生活すること)が真っ向から対立し、まったく折り合いがつかないケースでは、バーゲンによる権利の交換などによる調整と解決の方式は適用できない。双方ともに譲らないとすれば、公的な権力による強制(法的な強制執行)か、もしくは当事者である住民の投票によって調整し解決していくしか方法はないだろう。

公的な権力による強制は煩わしい合理的計算と交渉を省略する解決の効率的なルートかもしれないけれども、必ずや正当性と実効性が問題となる。関連する都市計画と行政の法律が公的強制を認めているケースでは、仮に住民当事者の中に反対する者がいても制度上は土地区画整理事業を強行できる。もちろん、住民の反対が非常に強いか、あるいは多数の住民が反対する状況では公的強制の実行は困難であり、バーゲンを粘り強く続け説得していくか、住民の投票により決めなければならない。住民投票をするということは、ある意味では公的強制や再開発の正当性が問われているということであり、投票結果が反対多数であれば普通は多数決ルールにより正当性が否定されることになる。公共選択論の視点から見れば、市場あるいは交渉による調整・解決の方式が有効に機能しない領域やテーマに関しては、しばしば選挙ないしは投票と呼ばれる公共選択(非市場的意思決定)の方式が適用される。長時間に及ぶ粘り強い話し合いと説得を通じても合意に達しない場合には、強制か選挙(投票)のいずれかの方法に頼らざるを得ない。民主主義のエーストスが一般化している社会であれば、投票が規定通り実施され多数決で決まった意見や案は正当性を持つことになり、決まったことに抵抗することは認められないと考えられている。抵抗する法的根拠が失われ、従わなければならないとされる。ただ、選挙(投票)という公共選択そのものにはパラドックスや再検討すべき問題もあるが、ここでは立ち入らないことにしたい<sup>5)</sup>。

## (2) 人間の意思と行為を左右する要素—利己心と利他心をめぐって—

これまで利害対立と調整のいろいろなケースを取り上げてみたが、次にそれらのケースの根底に潜んでいる人間的要素について考えてみたい。社会秩序が成り立つ根拠は、集合主義が主張する集合表象や社会的事実を別にすれば、突き詰めていくと利害の対立と調整のゲームの根

底にある個人個人の内面にありそうである。構造的拘束とか、社会のあらゆる要素に浸透する権力による意識されない拘束に、社会秩序の根拠を求めるることは不当ではないけれども、まちづくりの問題を当事者たちの選択と交渉に引き寄せて考える立場からここでは構造的拘束の問題はひとまず置いておこう。

一般に人間は自己の利益を求めて行動する、とりわけ近代人はできる限り少ないコストで自己の最大限の利益を獲得するために行動すると言われている。社会諸科学の学説においてはセルフ・インタレスト (self · interest) の理論と呼ばれる立場が経済学などの前提になっている<sup>9</sup>。もちろん、個人個人の自己利益の内容は必ずしも相互に同じであるとは限らないと同時に、同じ個人であっても状況や時期によって自己利益の内容は変わることがある。ただ、個人間で、また個人内で自己利益が異なることがあろうとも、利己心（自利心）という自己利益を求める志向は普遍的なものである。セルフ・インタレストの理論的言説は人間の行為の最も基本的な要素として利己心を設定し、目的合理的な「利己的行動」のモデルを構成する。経済の商品市場は「利己心の合理性」によって支えられており、自己の利益を求めて合理的に行動する人間たちは交渉により合意に達するし、市場の価格を目安にして自己の行動を調整すると想定する。確かにセルフ・インタレストを求める志向（利己心・自利心）が行動の基本になり相互の利益の調整も可能になることは否定できないけれども、利己心で人間の行為と社会現象のすべてを説明しようとする言説に対しては既にいろいろな批判が出ている。

エミール・デュルケームは集合主義的視点から道徳的要素、集団の義務に対する志向、神への信仰などの要素を重要視しながら社会現象を研究し、産業・自殺・教育・宗教の分野において説得力のある成果を提示している。彼の研究においては利己心は否定されないけれども、あくまでも人間の行為と社会現象の根底にあるひとつの要素であり、非利己的な志向と並ぶような相対的な位置づけを与えられている。『自殺論』では集団本位主義 altruism、自己本位主義 egoism、アノミー anomie という自殺研究のための社会的事実の有名な類型を構成しているが、利己心が自己本位主義とアノミーに関連するとすれば利他心と集団本位主義が対応する<sup>10</sup>。ただ、伝統的社会の集団本位主義には個人の権利と自律性を認めない、しかも集団のために個人の犠牲を強制する非人間的な側面があるために、デュルケームはヒューマニズムの価値を保持するような利他心と悪しき集団本位主義とを区別している。近代社会における利己心が批判されなければならないのは、利己的欲望を無制限に求めることによって個人間の対立が激しくなり、社会秩序が解体するような場合である。個人の所有権と自由な権利行使を認める近代社会では、利己心が優勢になるのは止む得ないことであり、むしろ社会の活力と個人の福祉を実現するための原動力が利己心から生まれる。その際に利己心が独走しないように、集団本位主義的要素、ないしは集団への愛着と規律という集合意識（集合表象）を、中間集団による拘束と道徳教育を媒介として個人個人に内面に植え付けていかなければならない。個人の自律と調和する集団への愛着と規律に基づいて望ましい利他心が形づくられ、利己心を適度に規制できるようになる。残念ながらデュルケームの道徳社会学的言説の希望通りには、二十世紀の歴史は展開されなかった。

マックス・ウェーバーは個人主義的視点から「利己心に基づく目的合理的行為」の他に、「価値への帰依（コミットメント）に基づく結果を無視した行為（価値合理的行為）」「伝統への半ば無意識的志向による行為（伝統的行為）」「強烈な感情による行為（感情的行為）」の類型を構成している<sup>8)</sup>。彼にとって、個人の利己心による目的合理的行為は近代社会においては重要性を増すとはいえる間の行為全体の一部であり、すべての社会関係と集団の根底にあるものと見なすことはできない。個人個人の目的合理的動機の調整と結合を通じて社会秩序が存立する客観的可能性はあるにせよ、むしろ伝統や宗教的価値や制定律への信仰=帰依を基礎として社会秩序は存立しその正当性を付与される。近代以前の社会であれば正当な秩序の存立は、主に伝統とカリスマに依拠していると想定できる。ところが、近代化の過程でほとんどの正当性信念が疑問視され、市民社会の契約の理念がある程度制度化されるともっぱら理性に照らして正当性の根拠が判断されるようになる。ユルゲン・ハバーマスは正当性の危機を迎えた現代社会における秩序の正当性根拠を再検討し、当事者の理性的能力を信頼しながらコミュニケーション的行為に基づく議論と合意に正当性根拠を求め、何とか危機を回避しようと努力している<sup>9)</sup>。ハバーマスの言説の他では、正当な秩序の妥当根拠に関しては、ハバーマスよりは合理主義的視点から「法と経済学」が例えれば目的合理的動機による交渉（バーゲン）のゲームのモデルを枠組みとして数式を使って厳密に考察している。それは、いわゆる正義論や法哲学の契約論における根本的テーマになるので、ここでは立ち入らないでおく<sup>10)</sup>。

さて、利己心による目的合理的行為のモデルは万能であるとはいえないといえば、利他心によって行為や社会秩序を説明することはできるのだろうか。一見すると利己心と利他心とは正反対のように見えるけれども、果たしてそうなのか。自己の利益を度外視してひたすら他人と社会の利益を求めることが利他心の内容であるとごく普通に考える限り、利己心と利他心は対立する。最近注目されているボランティアなる現象は、大体利他心による行為が基本になっているようであるが、ボランティア活動に参加する人々が経験する満足感とか充実感の内容は利他心なのだろうか。厳密に考えて多少まわりくどく言えば「自己の利益を度外視した、他人を不幸から救う行為によって、他人が不幸から救われ利益=幸福を得ることによって自己が充足感=幸福=利益を得る」ことになる。自己の行為の動機と結果が微妙に食い違っているように見える。ただ、「他人を不幸から救うこと」が自己の利益であると見なせば、利己心に発する行為になり結果的にも利己心を満たす行為になっている。実際にボランティアの意義が問われたり、自己の利益を顧みない立派な社会奉仕に見えるが自己満足に過ぎない偽善的行為であると批判されることも少なくない。したがって、利他心に発する自己の行為であると同時に、結果的にも自己の利他心と利己心ともに満たされず他人の利益のみ実現する自己の行為が「本当の利他的行為」になる。すなわち、他人の利益のみをめざす自己利益排除（ないしは自己犠牲）的動機から発する行為であり、結果も他人の利益のみが実現する「自己利益排除（ないしは自己犠牲）的に完了する行為」になるかもしれない。ただ、デュルケームが指摘したように、悪しき集団本位主義と対応するような利他心は個人の自律と権利を否定するから、倫理的には望ましいものとは言えない。元々セルフ・インタレストの理論は、利己心による行為が結果的に

は自己だけではなく他人と社会にも利益をもたらすという予定調和の社会観を含んでいるが、利己的行為と利他的行為が結果から見て調和すれば申し分ないだろう。そこでは差別のない豊かな共生社会が実現されるだろう。現実がしばしばそうならないから、セルフ・インタレストとその理論が問題視されるわけである。

いろいろな問題が残されているが、もし上記のように動機と結果の両面から見て自己利益排除的行為を「利他心による行為」と考えれば、恐らく利己心による行為が大半を占めることになり、利他的行為はきわめて稀なケースになろうだろう。合理性の程度に差があるにせよ、利己心による行為のモデルの射程が広くなり、時代を問わず伝統や宗教的価値や制定律への帰依による行為の根底には利己心による行為が存在すると見なしても差し支えなくなるかもしれない。また、権力の強制に対しても、利己心による目的合理的考量が抵抗よりも服従を行為者に選択されることになると言えそうだ。デュルケームとウェーバーをはじめとする偉大な社会学者たちの批判にもかかわらず、セルフ・インタレストの理論は意外に強固な基礎を内包する言説のように思われる。合理的選択論を再考する法哲学の分野では、選好の充足という視点から「利己心と利他心の概念上の対立」を解決しようとする議論が展開されている<sup>11)</sup>。確かに、人間は自己の選好の充足をめざすと言えば、利己心と利他心を対立させずに行動と社会に関する仮説を構成できるかもしれない。利他心は「他人と社会の利益を優先する自己の選好の充足をめざす志向」であるのに対し、利己心は「自己の利益を優先する自己の選好の充足をめざす志向」であり、志向の方向が異なるとはいえ、いずれも自己の選好の充足が志向されることは変わりはない。ただ、ここでは法哲学や科学哲学の方法論的議論は先ほどの正義論の問題を含めひとまず置いておこう。

### 3. まちづくりと公共財の問題

#### (1) 都市空間における公共財—私生活と公的領域—

多数の個人と私的法人が利己心（「自己の利益を優先する自己の選好の充足をめざす志向」）による合理的立地行動を行うと、それぞれの場所の立地条件の良し悪しの程度によって人口や施設などの集中・集積の度合いが左右され、大中小の都市から成る階層システムが形成される。そのようなシステムの中の都市生活における個別の私的活動領域と共通の活動基盤（いわゆる公共財）の問題を考えてみよう。

個々の生産者、商業者、生活者は自己の利益（選好の充足）の最大化をめざして立地条件の良い所に工場、商店、住宅を建設しようとする。仮に生産者は良い場所に工場を建設することができ生産を続け、目標に近い利益が得られる限り特に問題はない。商業者にしても立地条件の良い市街地に店舗を造り、お客様がたくさん来てくれ売り上げが目標に達している限り商売と店舗を変更することはない。生活者の場合にも生活環境が良く通勤にも便利な所に住宅を取得できれば、それに越したことはない。その過程で様々な利害をめぐる競争や対立が起こるかもしれないが、利己心の合理的志向に基づく交渉（バーゲン）を通じて何らかの調整が行われ合意に達することが多い。市場による調整が困難な場合には、強制か投票によって調整する

か、対立した状態が続くかいずれかになるだろう。そのような利害対立の中でも問題となるのは、生産・商業・生活の活動の基盤（公共財）をめぐる対立である。

個々の主体の努力により利益の最大化は実現できるように思われるが、生産・商業・生活という個別の活動は道路、河川、鉄道、水道、電気、公園、自然の要素（清浄な空気や水など）を基盤として成り立っている。もちろん、個別の活動の基盤となる施設や設備や環境そのもの（公共財）が個別の利益追求活動を通じて供給されるケースも少なくない。ただ、資本主義社会における市場の利潤の原理からすれば、利潤（利益）最大化に不適合な活動領域には個別の経済主体は向かわないために、抜け落ちてしまう都市の基盤も出てくる。行政がその穴を埋めるために活動するけれども、資本主義の高度化に伴い埋めるべき穴の数が多くなり負担が増えて耐えきれなくなりつつある。私的な経済主体は利益にならないからという理由で、また行政は財政上負担に耐えられないという理由で、公共財と呼ばれる都市生活の基盤を供給しようとしている。とすれば住民である生活者が供給を請け負わなければならないだろうか。

最近注目されている公共経済学の視点からすれば、公共財は排除不可能性（非排除性）と非競合性という特徴を備えているために、市場の需給の原理には合わない。財・サービス商品の所有権を持つ個別の主体が、市場価格をパラメーターとして「等価交換の原則」で所有権を交換し利益を得る。市場交換の場合には財・サービス商品の排他的所有権が成立し交換できること、ならびに実際に個別の主体による排他的所有と使用が可能であることが条件となる。都市生活の基盤となる施設や環境的要素の多くは、程度の差こそあれ排除不可能性と非競合性を備えているために市場における営利のための交換には合わない。文字通り都市の公共財である。生産活動と商業活動にとっても、また住民の生活にとっても欠かせない公共財であるにもかかわらず、市場の営利追求には適さないという理由で、あるいは財政的に負担できないという理由で企業からも行政からも供給されにくい。

## (2) まちづくりと公共財の供給のために

都市生活に必要不可欠な公共財を供給するためには、どうしたらよいのか。この問題は公共経済学の重要な研究テーマのひとつである。また、異なる価値観や要求を持つ個々の主体が同じ地域で共存するために利害調整して地域の生活基盤を供給していくためには、どのような集合的意思決定のルールを制定すればよいのか。これは公共選択論の重要な研究テーマのひとつである。集合的意思決定と公共財の供給の問題は地域社会やコミュニティの社会的存立の基礎であり、まちづくりを研究する社会学にとっては避けて通ることはできない。ここではまちづくりという学際的研究テーマに関して、社会学の枠組みを基礎として公共経済学と公共選択論の知見を援用しながら再検討してみよう。

阪神大震災の際に被災地では、個人個人が自分の家や仕事場を再建するために努力したが、災害に強いまちづくりをしようという気運もかなり盛り上がり共同の生活基盤を整えるために時間と労力をかけた人も多かった。結果的には成功したケースもあるし、行き詰まってまだ先が見えないケースもある。その中で上述の集合的意思決定と公共財の供給の問題が、当事者だ

けでなくまちづくりに何らかの形で関わる人々にも自覚されるようになってきた。いくつかの事例を参考にして考えてみたい。被災する前の街や住宅や仕事場をそのまま再建しても意味がないということで、幅広い道路、公園、ゆったりとした建築（建ぺい率と容積率の変更による）を造ろうとした事例がかなり多かったが、そこでは共通した問題が顕在化した。まとめてみると、公共の空間と共同施設を設けるために個々の敷地を削ること（いわゆる減歩）、形状を整えるために敷地の交換ないしは変更をすること（例えば換地）の二点になるだろう。減歩と換地は個々の主体からすれば一見すると利己心に反する政策に映るから、容易には受け入れがたい。実際に減歩と換地をめぐる利害の対立のために、街全体の計画的共同再建は進まないケースが多い。長期的な視野に立てば、権利と財産の一時的な削減を認めるこどもできるとはいえ、目の前の生活と利益を重要視する立場では遠い将来の姿が分かりにくいだけに、心身の面でもお金の面でも堪え忍ぶことができないようである。十年我慢すれば公共財が整備された、素晴らしい街になり、豊かな暮らしができると説明されても、今と近い将来の生活を楽しみたい心の持ち主は納得しないだろう。そのような態度に対して、利他心（「他人と社会の利益を優先する自己の選好の充足をめざす志向」）のない利己的人間と非難することは酷である。

恐らく話し合いを通じても利害対立を調整できないケースでは、行政の権力による強制を度外視すれば、投票によって街の全体の意思を決めていく他はない。阪神大震災の被災地では投票を実施したケースも少なくないけれども、それで万事がうまく進んだところもあるのに対し、賛成派と反対派が分裂して別個のまちづくり協議会が並び立つケースも目立った。利己心のぶつかり合いというよりも、公共財の供給を含む街の将来構想が根本的に異なってしまい調整不可能になったというべきかもしれない。利己心の単純な対立ならばお金やモノなどの誘因によって折り合いがつくけれども、利他心に発する理念の対立に関しては、粘り強い合理的説得、議論による和解、多数決による意思決定、権力による強制のいずれかをケースバイケースで選んで適用しなければならない。

ところで被災地ではなく普通に見受けられる、公共財に関わる問題として、フリーライダー（Free Rider ただ乗り行為と行為者の双方を意味する）と呼ばれる問題がある<sup>12)</sup>。衣食住に必要な生活用品については、大体はお金を払って自分の好みに合うものを必要な量だけ選んで購入し消費する。消費者個人（の個々の選好＝欲求）と個々の商品とが、貨幣を媒介にして排他的に購入・所有・消費の関係を結ぶ。欲しければお金を払って買わなければならないし、購入すれば排他的に消費できる。ところが、公共財の場合には排除不可能性と非競合性があるために、誰かが資金を払って財が供給されると他の者でもお金を支払わなくとも好きなだけ消費できる。例えば誰かが資金を出して道路が建設されると、道路の使用者の資格を設けたり有料にすれば別であるが、普通は資金提供者以外の者でも好きな時間に好きなだけ使用できる。自動車専用の道路では有料にすれば使用者負担になり排除不可能性と非競合性が失われるので、純粋な公共財とは言えなくなり私的な財に近くなる。それでも道路が本来持っている公共性は完全には失われない限り、私的な財ではなく準公共財になるだろう。排除不可能性と非競合性がある施設に関しては、ことさら建設資金や使用料金を払おうと思わない人、いわゆるフリーライ

ダーと呼ばれる人が多い。そこに人間の利己心の強さの現れと利他心の弱さないしあは欠如を見ることはできそうである。利他心が弱く、利己心が強いごく普通の人間が公共財の供給のために自発的に資金（費用）を提供することはあるのだろうか。もし自発的に資金提供しないとすれば、他に資金提供させる手立てはあるのだろうか。これらはフリーライダーの問題における重要なポイントである。

仮に自分は使用しなくとも社会や他者の福祉のために、例えば公共施設の建設のために寄付金の形で自発的に費用を負担する人はいる。また、ボランティアとして無償で福祉施設で働く人もいる。そのような人が利他心から行為しているかどうかは、既述のように微妙であり、社会的名誉とか賞賛により利己心を満足させているかもしれない。ただ、心の底にある区別したい志向は別にして、少なくとも自発的に資金を提供している事実は認めなければならないだろう。市町村以上の大きな地域レベルの公共財に関しては、仮に寄付したりボランティアに参加しなくとも税金を納めているから、行政が実施する公共財の供給には多少なりとも貢献していると見なすことはできる。自覚しているかどうかはともかくも明らかにフリーライダーになっている人は稀れであり、もし意図的に税金を納めない悪質なフリーライダーは脱税の罪で摘発され処罰される。ただ、マンサー・オルソンが指摘したように規模が大きな集団や組織になればなるほど、ひとりの人間の意義と力は小さいものになり自分の貢献度は分かりにくい上に、匿名性が高くなり相互に貢献度を認知できないから、フリーライダーが発生しやすくなるだろう<sup>13)</sup>。税金や行政の公式の財源に基づいて公共財を供給するケースではなく、寄付金や特別な奉仕に基づいて公共財を調達しようとする際には、フリーライダーが問題となるかもしれない。オルソンの言説の通り自発性に頼る公共財供給は範囲が限られており、強制により資金や労力の提供を義務づけるか、無形有形の誘因が必要になる。

それでは、自分が住む街あるいは町内の道路や公園や公共施設を造る、身近なまちづくりの場合には、自発的に資金提供したり快く減歩や換地に応じるだろうか。既述の被災地における土地区画整理と再開発による復興まちづくりでは、神戸市の行政当局の都市計画決定に対しては素直にそのまま受け入れた事例はほとんどなく、市とまちづくり協議会、市と住民、住民同士の話し合いを通じて計画が再検討された。結果は様々であり、何らかの形で当事者全員が減歩と換地を決めた事例から、市と住民の間だけでなく当事者同士の話し合いも決裂し計画が全く進まない事例まで、いろいろなケースがある。一町内のまちづくり協議会の規模では、相互に減歩と換地の程度、ならびに資金と労力の提供を認知することができるため、ただ乗り行為は困難である。監視の目が厳しい緊急時には集合的意思決定に一人だけこっそりと従わないことはできない。復興まちづくりと住民自身の生活の再建とは連動していることを自覚し、その上で納得がいく計画であることを認めれば、減歩と換地、さらにその他の財とサービスの提供にも住民は快く応じるはずである。

### (3) まちづくりとNPO

利己心を根底に持つ人間が共に生活する都市空間においては、公共財の供給と個々の利害の

調整に関し困難な問題が発生しやすいけれども、注目すべき新しい動きも現れている。市民の権利と生活を守り向上させようとする社会運動が生まれ、共生社会という言葉が未来を展望するキーワードとして広く使われるようになり、さらに NPO (Non-profit Organization 非営利組織) あるいは NGO (Non-Governmental Organization 非政府組織) が日本においても制度化されようとしている。

このように現在、まちづくりにとって好材料となる気運や運動や組織が次々と生まれてきている。新しい動向に関しては、理論的言説の構成と現実の運動の実践とはお互いに関連しながら発展していくようである。例えばフォーディズムの世界体制が動搖し始める1960年代後半から、アメリカと西ヨーロッパでは差別された人種民族と女性の市民権を要求する新しい社会運動が社会全体に広がるようになる。それらの現象に関する研究が蓄積される1970年代には伝統的な集合行動論から資源動員論へのパラダイム転換が起こり、日本でも1970年代における現実の運動と研究の蓄積が進む1980年代には欧米のパラダイム転換の動きが伝わり広がっていった<sup>14)</sup>。社会運動論のパラダイムはまちづくりの研究に対しても重要な視点と仮説を提供するが、ここでは紙幅の都合上、直接関連する NPO の問題だけを取り上げることにしよう。

1998年3月に NPO 法（特定非営利活動促進法）が国会の衆議院本会議で全会一致で可決成立した。阪神大震災時にボランティア現象とともに注目された NPO 現象であり、その後も被災地にとどまらず各地で市民活動の組織が広まり、1996年11月には日本 NPO センターの設立総会が開催された。現実の動きに遅れること数年で、ようやく NPO を支援する法律が制定された。もっとも歴史的に見れば、民間非営利組織は百年以上前から存在し活動してきた組織であるから、近代の市民社会の理念と制度が日本に導入されてから百年余り遅れ、ようやく公認されたと言えるかもしれない。既述のように、多数の私的な民間企業と生活者が利己心に基づく合理的行動を選択する過程で市場が成立し、必要な財・サービスが「生産—流通—交換—消費」される。そこに発生する様々な諸問題を調整・解決するために、行政=政府が重要な機能を果たすようになる。市場と行政がすべて順調に作動して生活者に必要な財・サービスが滞りなく供給されるならば問題はないけれども、市場と行政が失敗しないしは行き届かない分野に関しては、生活者が何らかの対応をしなければならない。現実に1980年代以降市場と行政の失敗ないしは欠陥が目立つようになり、生活者自身が立ち上がりざるを得なくなると同時に、自らの生活を経済的にも文化的にもより豊かにするために、さらに市民の当然の権利行使するために NPO 現象が生活者=市民の間に広がってきた。

まちづくりとの関連では、NPO は公共施設やライフラインなどのハード面よりも、組織づくりやサービス提供というソフト面で重要な役割を果たすように思われる。大規模な施設を建設する事業は資金や技術の点で大企業と政府に委ねなければならないのに比べ、よりきめの細かいサービスの提供とコミュニティの組織化の事業については、「費用一収入」のコスト計算は難しいだけに生活者=市民の活動に頼らざるを得ない。それだけに、自己の利益よりも他者と社会の利益を優先させる利他的行動が要請される。仕事を持つ社会人であれば、多くの場合は勤務時間外に無報酬で地域社会にとって必要なサービスを提供しなければならない。もちろん現

実に、身寄りのない高齢者を介護すること、行政と市場のサービス供給から抜け落ちているホームレスの生活を支援すること、まちづくり協議会に必要な専門的情報を提供し利害調整すること、自治会活動が低調な地域に入り組織づくりを支援すること、等々の実に多様な市民活動が実践されている。利他的な行動をする人々は自分のできることを実践するという気持ちで活動していると思われるが、仕事で培われた技能と専門的知識を活かして貴重な貢献をするケースも少なくない。被災地神戸では、中央区元町にまちづくり会館を建設し多様な人材と情報の収集センターにしながら、いろいろなまちづくりの個々のケースに対応している。

利他的な行動をいかにして組織化し効率的に活用するか、そして組織化した後はいかにして利他的行動を必要な地域と分野に持続的に供給していくか（組織の経済的社会的基盤の確立）がこれから NPO の問題となるだろう。学校、病院、社会福祉、宗教等のこれまでの公益法人は大体は行政から資金を援助され税金の面でも優遇された代わりに、所轄の官庁の認証と監督を受けていた<sup>15)</sup>。財政基盤が安定していたために法人の構成員にも専従の専門職のスタッフが多く、官僚制的組織特性を備えており経済的利益を追求するケースも少くない。現在注目されている NPO は文字通り民間（非政府）の非営利組織であり、既成の公益法人がカバーできなかつた活動領域に踏み込んでいるケースが多い。まちづくりという分野も地域社会の生活全般に関わるので、行政や企業はもちろん既成の公益法人でもきめの細かい対応ができないために、話題の NPO に期待するところが大きい。組織の経済的基盤に関しては、行政と企業の「ヒモつき」の援助を受けないとすれば市民からの寄付金だけでは不十分であり、NPO 自身の活動から得られる収益を認めざるを得ないだろう。税制面での優遇措置、ならびに所轄官庁の認証と監督の問題は今回の NPO 法案では解決されなかつたけれども、財政基盤が確立され組織の自律が認められるならば、後は必要な人材とサービスを十分にプールすることが課題として残る。それは、市民が利他的行動をどれだけ実践できるか、社会は利他的行動をどこまで許容し奨励できるか、まさしく市民のハビトゥスの問題であり、ある社会が有する文化と社会構造の問題である。二十一世紀に果たして豊かな共生社会が実現できるかどうかは、ヒューマニズムを前提とする利他的行動の実践に左右されるだろう。

### おわりに

まちづくりにおいては、文字通り「まち」という社会と、そこで生活を営む個々の構成員（住民個人や私的な法人など）との関係が重要なポイントになる。社会学では主に社会秩序の客観的可能性という問題関心に基づいて「個人と社会の関係」が久しく議論の対象とされてきたにもかかわらず、いろいろな視点から異なる言説が提示された今まで、なかなか統一した言説は生まれない。そのテーマは結局のところ社会の理想的姿と個人の理想的姿を同時に求めているように思われる。まちづくりのテーマに関しても究極的には同じことが言える。理想的なまちと構成員の理想的な生活とを同時に充たすようなまちづくりが永遠のテーマになるだろう。公共選択論、公共経済学、「法と経済学」は社会学と同様に、公共選択（集合的意思決定）の理想、公共財の供給の理想、公正な契約と法の理想を永遠のテーマにしているのかもしれない。

## 注

- 1) 本稿において主に社会学の理論的伝統として参照するのは、行為論、相互作用論、組織論、システム論、コミュニティ論、シカゴ学派都市社会学、社会運動論である。また、本稿が参考にした公共経済学、公共選択論、「法と経済学」に関しては主な参考文献を参照していただきたい。
- 2) アルフレッド・ウェーバー Alfred Weber はマックス・ウェーバーの弟であり、経済学者であるが、兄の社会学の影響を多少なりとも受けているように思われる。彼の工業立地論の著作については主な参考文献を参照のこと。
- 3) クリストラーの学説については主な参考文献の『都市の立地と発展』を参照のこと。立地研究の理論は普遍的に適用可能な命題を定立することをめざしているようであるが、地域の歴史や社会構造や文化の要因を注意深く位置づけないと命題の適用範囲はかなり限定されてしまうかもしれない。
- 4) 岡田章『ゲーム理論』がゲーム理論の決定版である（という）。ゲーム理論と「法と経済学」に関連する多数のホームページがインターネット上に開設されており、かなり役に立った。
- 5) 投票のパラドックスに関しては、「選好の異なる個人の評価を集合すると多数決による決定が不可能になる」というケネス・アロー等の研究が蓄積されている。公共選択論の投票と選挙のモデルは、まちづくりにおける意思決定の問題を考える際に非常に有効な視点と仮説を提供してくれる。
- 6) 社会科学におけるセルフ・インタレストの理論の歴史的位置づけに関しては、タルコット・パーソンズの『社会的行為の構造』（いわゆる初期パーソンズの社会学）が示唆に富んでいる。アダム・スミス、イギリスの功利主義、カール・マルクスなどの思想を社会学の系譜学に依拠しながら的確に素描している。
- 7) いち早くタルコット・パーソンズが指摘したように、デュルケームの『自殺論』『社会分業論』『道德教育論』『宗教生活の原初形態』などの実証的研究は『社会学的方法の標準』に依拠している。近代社会の基本的価値観を認めながらも、病理的事実を析出し处方箋（実効性が疑問ではあるが）を提示している。
- 8) マックス・ウェーバー『経済と社会』における社会学の基礎概念を論述した部分が行為の類型論に相当する。パーソンズも指摘したように、ウェーバーとデュルケームの社会学は社会科学における合理的行為のモデルを相対化している。
- 9) ハバーマスの思想は人文社会科学全般に及ぶ幅広い内容を含んでいるが、本稿に関連する問題関心から見れば、ウェーバーからパーソンズへ展開されたシステム論的社会学（集合主義的に形式合理化された社会学）をマルクスとジョージ・ハーバート・ミード等の思想に基づいて再構成し活性化しようとしている。そのようにして再構成された相互行為論に依拠して正当な社会秩序の存立を引きだそうと試みている。
- 10) ゲーム理論のゲームのモデルは社会学の相互行為論の言説と重なるところが多い。ただ、行為者たちの理性的能力に基づく契約はゲームのモデルによって説明できそうであるけれども、普通の生活者たちの日常的相互行為をゲームのモデルを使って説明すると抜け落ちてしまう大切な人間的因素が出てきそうである。
- 11) 小林公『合理的選択と契約』の「第一章合理的選択」が参考になる。小林は選好の概念について、いろいろな角度から用意周到に再考している。人文社会科学の学説史上で展開された利己心と利他心をめぐる論争のかなりの部分は、確かに「自己の選好の充足」という視点から解決できる。
- 12) フリーライダーの問題は公共経済学、社会運動論、組織論等でそれぞれの問題関心から議論されている。本稿では主にマンサー・オルソン『集合行為論』、柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』、塩原勉編『資源動員と組織戦略』等を参考にした。
- 13) マンサー・オルソン『集合行為論』の「第一章集団と組織の理論的考察」「第二章集団規模と集団行動」を参照のこと。オルソンは労働組合と圧力団体を事例として論述しているので、まちづくりには直接は適用できない言説も多いが、集団の規模とフリーライダーの関係は地域社会にも適

用できる。

- 14) 社会運動論については、片桐新自『社会運動の中範囲理論』が学説の系譜学的整理を手際よくしており、便利である。
- 15) 日本におけるNPOのスタンダードな研究書としては、山岡義典他『NPO基礎講座』が示唆に富んでいる。その本の筆者たちは日本NPOセンターの実践に参加している法律学などの専門家である。

### 主な参考文献

- Weber, Max, 1956: Wirtschaft und Gesellschaft. Grundris der verstehenden Soziologie, hrsg. von Johannes Winckelmann, Tübingen.
- 『世界の名著 デュルケーム・ジンメル』(宮島喬他訳, 中央公論社, 1978年)
- エミール・デュルケーム『道徳教育論1・2』(麻生誠他訳, 明治図書, 1964年)
- ジョージ・H・ミード『精神・自我・社会』(稻葉三千男他訳, 青木書店, 1973年)
- Parsons, Talcott, 1937: The Structure of Social Action, New York, Free Press.
- Habermas, Jürgen, 1981: Theorie des Kommunikativen Handelns, Suhrkamp Verlag, Frankfurt/Main. (平井俊彦他訳『コミュニケーション的行為 上中下』未来社, 1985, 86, 87年)
- Giddens, A. & Turner, J. (Editor), 1987: Social Theory Today, Stanford University Press.
- Chekki, D. A. (Editor), 1996: Research in Community Sociology Volume 6, JAI Press Inc.
- 小林公『合理的選択と契約(法哲学叢書4)』(弘文堂, 平成3年)
- 長谷川晃『権利・価値・共同体(法哲学叢書2)』(弘文堂, 平成3年)
- ロナルド・コース他『「法と経済学」の原点』(松浦好治編訳, 木鐸社, 1994年)
- 岡田章『ゲーム理論』(有斐閣, 1996年)
- 小林良彰『公共選択(現代政治学叢書9)』(東京大学出版会, 1988年)
- Mueller, Dennis C. (Editor), 1997: Perspectives on Public Choice, Cambridge University Press.
- Friedman, Jeffrey (Editor), 1996: The Rational Choice Controversy, Yale University Press.
- 柴田弘文・柴田愛子『公共経済学』(東洋経済新報社, 1988年)
- 井堀利宏『公共経済の理論』(有斐閣, 1996年)
- マンサー・オルソン『集合行為論—公共財と集団理論一』(依田博他訳, ミネルヴァ書房, 1983年)
- 片桐新自『社会運動の中範囲理論』(東京大学出版会, 1995年)
- 塩原勉編『資源動員と組織戦略—運動論の新パラダイム』(新曜社, 1989年)
- McAdam, Doug, McCarty, John D., Zald, Mayer N., 1996: Comparative Perspective on Social Movement, Cambridge University Press.
- 山岡義典編『NPO基礎講座～市民社会の創造のために～』(ぎょうせい, 1997年)
- ハウジングアンドコミュニティ財団編『NPO教書—創発する市民のビジネス革命』(風土社, 1997年)
- 小林重敬編『協議型まちづくり：公共・民間企業・市民のパートナーシップ&ネゴシエーション』(学芸出版社, 1994年)
- Greed, C. (Editor), 1996: Exploring Town Planning Volume II, Longmann Group UK Limited.
- アルフレッド・ウェーバー『工業立地論』(篠原泰三訳, 大明堂, 1986年)
- ヴァルター・クリスター『都市の立地と発展』(江沢謙爾訳, 大明堂, 1969年)
- 黒田彰三『都市と経済立地』(大明堂, 平成3年)
- ポール・ノックス『都市社会地理学 上下』(小長谷一之訳, 地人書房, 1993, 1995年)

〔本稿は神戸女学院大学研究所1997年度研究助成金による研究成果である。〕

(原稿受理1998年4月10日)